虐待防止のための指針

ガジュマルの郷

（施設における虐待の防止に関する基本的考え方）

第１条　当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利擁護に資することを目的に高齢者虐待の防止と共に高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

（別紙参照）

① 身体的虐待……高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
② 介護・世話の放棄・放任……高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
③ 心理的虐待……高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 性的虐待……高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
⑤ 経済的虐待……高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項）

第2条　当施設では、虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。
なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、相談員、介護支援専門員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とする。

2. 身体拘束廃止委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には他の会議と一体的に行う場合がある。
3. 会議の実施に当たっては、テレビ、電話会議または事前の情報収集等を踏まえ開催する場合がある。
4. 虐待防止委員会は、必要な都度担当者や委員会メンバーが招集する。
5. 虐待防止委員会の議題は担当者夜委員会メンバーが定める。具体的には次のような内容について協議するものとする。

① 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること。
② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

（虐待の防止のための職員研修に関する基本方針）

第3条　職員に対する虐待のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底します。

2. 具体的には、次のプログラムにより実施します。
・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
・高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
・虐待の種類と発生リスクの事前理解

・早期発見、事実確認と報告等の手順
・発生した場合の改善策

3. 実施は、年 2 回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
4. 研修の実施内容について、研修資料、実施概要、出席者等を電磁的記録等により記録保管する。

（虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針）

第4条　虐待等が発生した場合には、速やかに城里町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合いは、役職位の如何に問わず、厳正に対処する。

2. また、緊急性の高い事案の場合には、三郷市及び吉川警察等の協力を仰ぎ被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

（虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項）

第5条　職員等が他の職員等による利用者の虐待を発見したばあい、担当者あるいは委員会メンバーに報告する。虐待者が担当者や委員会メンバーであった場合には、他の上長等に相談する。

2. 担当者は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員からの相談および報告があった場合には報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者や委員会メンバーの場合は、他の上長者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。
3. 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
4. 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は三郷市の窓口等外部機関に相談します。
5. 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ」発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
6. 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認の概要及び再発防止策を併せて三郷市に報告します。
7. 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

（成年後見制度の利用支援に関する事項）

第6条 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会等の適切な等口を案内する等の支援を行います。

（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

第7条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上長者に相談します。

2. 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱に留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
3. 対応の流れは、上述の「第5条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
4. 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

（入所者等に関する当該指針の閲覧に関する事項）

第 8 条 第 3 条に定める研修会の他、各地区社会福祉協議会や全国老人福祉施設協議会により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和８年７月１日より施行する。

（別紙）厚生労働省 高齢者虐待防止の基本

養介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
① 身体的虐待	1．暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】・平手打ちをする。つねる。殴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など 2．本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】・本人に向けてものを壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など 3．本院の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など 4．外部との接触を意図的、継続的に遮断する。 【具体的な例】・身体を拘束し、自分で動くことを制限する。（ベッドに縛り付ける。 つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて動きを制御する。など） ・外から鍵をかけて閉じ込める。 など

② 介護世話の放棄放任	1．意図的であるか、結果的で有かを問わず、介護や生活の世話を行っている者がその提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】・入浴しておらず、異臭がする。髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にゴミを放置する。冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。　など 2．専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。　など 3．同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 【具体的な例】・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。　など
③ 心理的虐待	○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】・老化現象やそれに伴う言動などを、嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど。） ・怒鳴る。ののしる。悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片付けをしやすいという目的で、本院の尊厳を無視してトイレに行けるもにオムツをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせない等、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。　など
④ 性的虐待	○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 【具体的な例】・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。　など
⑤ 経済的虐待	○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など